

# 「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現 に向けた提案・要望

## 分野別提案・要望

### 分野2

### 生活の安心を高める分野

# ■ 地域医療体制の充実

【内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、観光庁】

県担当課：保健医療政策課、国保医療課  
医療整備課、疾病対策課

非常に厳しい財政状況が続く地方公共団体において、県民の健康を支え県民の生命を守るには様々な課題がある。

医療提供体制の充実を計画的に進めるためには、その財源確保が課題である。事業実施に当たっては国庫補助や交付金制度を活用しているが、これらの制度が地域の実情に合わないなどの事例が発生している。

また、指定難病対策については、医療費助成の対象となる指定難病を選定するに当たって公平性を確保すること、医療費助成に係る申請等手続の簡素化を図ることが求められている。

さらに、市町村国民健康保険については、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いなど構造的な問題がある。

## 1 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。また、周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 都道府県が医療提供体制を確保するためには、医療機関がその機能を十分に発揮できるような財政支援が必要である。運営費や防災対策を含む施設設備整備、人材確保に係る補助金（交付金）については、補助要綱に基づいた交付金が受けられるよう、十分に財源を確保すること。
- ・ 地域医療介護総合確保基金については、都道府県が適切に当初予算に計上できるように交付額の内示などの手続きを前倒しするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。また地域の実情に応じた事業が執行できるよう、事業区分間の額の調整を柔軟に行えるようにすること。
- ・ ドクターヘリ運航経費など、補助金・交付金などの算出方法を実態に即して見直すとともに、補助（交付）対象事業の拡大や補助要件の緩和、補助率の改定などにより、救急、周産期、災害などの医療提供体制が早期に充実できるよう制度を改善すること。
- ・ 総務省消防庁が全国に普及を目指している「救急安心センター事業（#7119）等」については、実施団体に対して交付税措置を行うなど制度を改善すること。

### ◆現状・課題

- ・ 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）が常に満床状態であるため県外医療機関への母体搬送件数が多くなっている。
- ・ 国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備

整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を大幅に下回り、事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。

- ・ 「救急安心センター事業（#7119）等」については、原則として都道府県単位で実施することとされているが、運営に必要な人件費や事業費が市町村に普通交付税措置されており、県には財源措置がない。また、財源別国民医療費では、国が全体の4分の1以上、地方が約8分の1である。国は救急安心センター事業には医療費削減効果があるとしているが、その恩恵を主に受けるのは国である（地方の2倍）。したがって、救急安心センター事業の運営経費についても受ける恩恵に見合った負担が必要である。
- ・ さらに、本県で定めた地域保健医療計画に沿って、救急医療や周産期医療の充実にに向けた施設整備を計画しているが、施設整備とその後の運営支援のための財源確保が大きな課題となっている。

## 2 基準病床数の適切な運用

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

一般病床及び療養病床の基準病床数について、高度で専門的な医療を提供する医療機関等の病床を整備する際に、都道府県知事による弾力的な運用が可能となるよう制度の運用を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 一般病床及び療養病床の基準病床数について、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とすることにより、圏域を越えた広域的な医療を担う医療機関の整備が可能となるよう制度の運用を図ること。
- ・ また、圏域の境界地域にあるような医療機関の病床について、隣接する医療圏の基準病床数の適用が可能となるよう運用を見直すこと。

### ◆現状・課題

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床の基準病床数は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を下回る範囲で病床整備を行うことが可能となっている。
- ・ また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ また、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数①	既存病床数②	①－②
南部	4,671	4,459	212
南西部	4,604	4,500	104
東部	8,184	7,734	450
さいたま	7,566	7,825	－
県央	3,323	3,196	127
川越比企	7,111	6,786	325
西部	7,648	7,466	182
利根	4,284	4,077	207
北部	2,802	3,604	－
秩父	546	759	－
合計	50,739	50,406	1,607

※基準病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は平成29年3月末現在のもの。

### 3 指定難病対策の推進

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とするとともに、難病患者である申請者の事情に配慮し複雑化している申請等の手続の簡素化を図ること。

また、医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、都道府県の負担が膨大なものであることから、受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

#### [具体的内容]

- ・ 指定難病については、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うこと。
- ・ 難病法に基づく医療費助成制度は、申請者にとっては申請する際の提出書類等が複雑であるため、手続の簡素化を目的に制度の見直しに努めること。
- ・ 医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、都道府県の負担が膨大なものであるとともに、受給者証発行を含む標準処理期間の増加要因にもなっていることから、当該受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、第1次実施（平成27年1月）110疾病、第2次実施（平成27年7月）196疾病、第3次実施（平成29年4月）24疾病、さらに、第4次実施（平成30年4月）1疾病の追加指定を合わせて331疾病に拡大。今後も要件を満たす疾病を対象とすることについて、国の取組の方向性が

示されている。

- ・ 本県は独自に4疾病を対象に医療費助成を行っている。しかし、難病の医療費助成の対象疾病は都道府県ごとに異なることなく本来国の責任において実施することが患者間の公平性の観点からも適当である。
- ・ 難病法に基づく医療費助成の申請手続は、患者が加入する医療保険や住民税の額等により提出する書類が異なるなど複雑で、また、都道府県に確認・認定作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

#### ◆参考（国指定難病数の推移）

区分	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		4～12月	1～3月	4～6月	7月～3月	4月～	4月～
	旧制度	第1次		第2次		第3次	第4次
疾病数	56	110		306		330	331

## 4 周産期医療体制の充実

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

周産期医療体制の充実を図るため、医師・看護師等の処遇改善及び確保に対する支援を実施するとともに、NICU等の設置・運営に対し、十分な助成を実施すること。

また、都道府県間の連携など、広域的な対応に向けた具体的な方策について検討し、支援策を講ずること。

#### [具体的内容]

- ・ 周産期母子医療センターへの補助金については、現在の赤字補てんから、黒字の医療機関についても業務実績に応じて交付できる制度にするとともに、勤務する医師・看護師等の処遇改善につながるような仕組みに改めること。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額の見直し、補助率の見直し、補助対象施設の拡大などにより必要な施設・設備が整備しやすい制度に改めること。
- ・ 医師・看護師等が不足している状況において、現行の都道府県ごとの周産期医療体制の充実に加えて、地域で安定的な体制が構築できるよう、都道府県間の連携など、広域的な対応に向けた具体的な方策について検討し、支援策を講ずること。

### ◆現状・課題

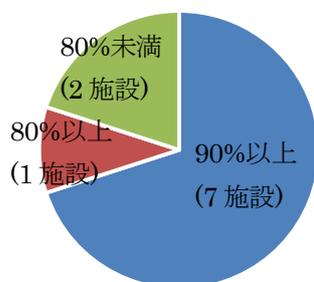
- ・ 本県では、ハイリスク出産の割合が高い水準にある中、周産期医療施設が少ないことから、県内の周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）の病床利用率は平成24年度から平成28年度の平均が93%とほぼ満床状態が続いている。このため周産期搬送の一部を近隣都県に依存している。
- ・ 周産期母子医療センターでは、従来からの産科医・小児科医不足により十分な体制が確保できていないにもかかわらず業務が増大し、過酷な勤務体制になっている。その結果、疲弊した医師が退職し、NICUを休止せざるを得ない病院も出てきている。
- ・ NICUの新設や大規模な増床を行う場合、あらかじめ看護師等スタッフを確保し、十分な研修を行う必要がある。しかし、財政的な負担が大きいことや、派遣研修の受入施設も少ないことから、新

たにNICUを整備することが難しい状況にある。

- 分娩件数、出生数は減少傾向にあるが、分娩取扱施設の減少する割合は分娩件数等の減少する割合を上回るため、今後、分娩取扱施設の整備を進める必要がある。しかし、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、県及び医療機関の負担が大きい等のため、整備のインセンティブになっていない。
- 平時における迅速な患者の搬送や災害時における「災害時小児周産期リエゾン」が活動する際は、他都道府県との広域的な連携が必要となるが、広域的な連携体制の整備を促進する助成制度がなく体制整備が進んでいない。
- 不法滞在者を含めた社会的背景のある妊産婦による未払医療費等が発生する中、未払医療費等の補填制度が整っていないことから、このような妊産婦の受入先の確保に時間を要している。特に、県外で受入先を探す場合に苦慮していることから、社会的背景のある妊産婦に係る未払医療費等について、広域的な対応を含めた補填制度が必要である。

◆参考

○周産期母子医療センターの病床利用率（平成24～28年度の平均実績）



病床利用率=年間延べ利用日数÷(365日×NICU数)

周産期母子医療センターに対する調査結果

○周産期母子医療センターの搬送受入件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
母体	1,109	1,022	1,056
新生児	995	1,073	1,031

各年度埼玉県周産期医療体制整備事業実施状況報告

○分娩取扱医療機関（病院・診療所）、分娩件数、出生数の推移

年度	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	H14を100としたときのH26の割合
病院	45	43	39	38	35	77.8
診療所	84	71	68	68	55	65.5
分娩取扱医療機関合計	129	114	107	106	90	69.8
分娩件数	65,924	60,643	61,312	58,923	56,596	85.9
出生数	64,762	59,731	60,520	58,059	55,765	86.1

分娩取扱医療機関数：厚生労働省 医療施設（静態・動態）調査

分娩件数及び出生数：厚生労働省 人口動態統計

## 5 結核病床の確保

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

結核病床を確保するため、結核病床の運営に必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- 結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。  
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

#### ○ 埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成29年1月	27.8%
平成29年2月	35.8%
平成29年3月	36.4%
平成29年4月	31.8%
平成29年5月	35.8%
平成29年6月	31.1%
平成29年7月	38.4%
平成29年8月	40.4%
平成29年9月	30.5%
平成29年10月	26.5%
平成29年11月	23.2%
平成29年12月	19.9%

## 6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

新型インフルエンザ対策として国、都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、効率的な備蓄制度を確立し、資源と財政の無駄を省くこと。

#### [具体的内容]

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
- ・完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

### ◆現状・課題

- ・平成29年9月12日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更が閣議決定され、抗インフルエンザ薬の備蓄については、これまでの国民の45%に相当する量から、全患者（被害想定において全人口の25%が患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標とすることとされた。
- ・これを踏まえ、平成29年9月27日に備蓄目標量等を変更する旨の国の通知があり、新たな備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,885万人分備蓄することとされた。
- ・今後、この目標に基づき備蓄を進めていく必要がある。

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成29年9月27日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	508.95	245.05	188.5	848.25	94.25	1,885
都道府県	508.95	245.05	188.5	848.25	94.25	1,885
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,287.9	620.1	477	2,146.5	238.5	4,770

○本県の備蓄量（万人分）

（平成30年4月末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	76.0	18.49	29.92	1.27	6.6	132.28

- ・しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約40億8千万円に上っている。
- ・一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに焼却廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

## 7 予防接種の速やかな定期接種化 【新規】

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

病気を防ぎ全体の健康レベルを高める観点から、有効性及び安全性が認められたワクチンについては速やかに定期接種化を進めること。

#### [具体的内容]

ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性及び安全性が認められたワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。

#### 【定期接種化を要望するワクチン】

- ・おたふくかぜ予防ワクチン
- ・ロタウイルス感染症予防ワクチン
- ・帯状発疹予防ワクチン

### ◆現状・課題

- ・ 予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年3月28日に告示、同年4月1日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ また、ロタウイルス感染症についても四疾病と同様に必要な措置を講じる必要があるとされ、さらに、新規ワクチンについて製造販売承認が行われた際には、国は速やかに当該ワクチンの法律上の位置付けについて必要な措置を講じるように努めると規定された。
- ・ こうした中、四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となったが、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられておらず、ロタウイルス感染症についても同様な状況である。
- ・ また、平成28年3月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効能・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。

## 8 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応症例として報告されている広範な慢性疼痛や運動障害などについて、因果関係の解明等を早急に行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

### ◆現状・課題

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

#### (1) 全国の副反応報告の状況

資料：第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（平成29年8月末現在）

医療機関等からの副反応報告	うち「重篤な症例」の報告
3,130件	1,784件

#### (2) 埼玉県内における副反応報告件数

（平成25年4月～30年3月、厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計）

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

## 9 医療保険制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

国民健康保険制度が円滑に運営できるよう、今後も国は制度の十分な周知を行うとともに、必要な制度の見直しを図ること。

制度改革の前提となる財政支援の拡充については確実にを行うとともに、医療保険制度間の公平や安定的な財政運営に向け、更なる財政支援の充実・強化に取り組むこと。

将来的には、国の責任の下に、全ての医療保険制度における給付と負担の公平化を実現すること。

### [具体的内容]

- ・ 新たな国民健康保険制度が円滑に運営できるよう、制度の周知が図られるまでの間、国の責任において、被保険者をはじめ広く国民に制度改革の主旨、内容等の周知を行うこと。
- ・ 市町村の国民健康保険運営協議会において、国保財政の健全化等の議論が十分に実施できるよう、都道府県の納付金等の算定期を前倒しできるような見直しを検討すること。
- ・ 普通調整交付金制度の見直しに当たっては、都道府県や市町村の意見を踏まえて実施すること。
- ・ 平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、引き続き国の責任において確実にを行うこと。
- ・ 収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、保険者へのインセンティブが効く評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うこと。
- ・ 医療保険制度間の公平を図るため、子供に係る均等割保険税軽減措置の導入や低所得者対策の拡充などの被保険者の更なる負担軽減に取り組むこと。
- ・ 安定的な財政運営に向け、子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなどの様々な財政支援策を講じ、財政基盤の強化に取り組むこと。
- ・ 制度改革に対応したシステム改修（導入）支援については、市町村の実情等を踏まえ、事務の効率化や負担の軽減に資するものとし、その費用については全額国が負担すること。
- ・ 将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化すること。そのための議論を早期に開始すること。

### ◆現状・課題

- ・ 国民健康保険には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題がある。国保制度改革は構造的な問題の改善に寄与しているものの、こうした問題の解決に向けて、今後も継続して見直しを行う必要がある。
- ・ 国民健康保険制度は、資格取得・喪失による被保険者の異動が多いことから、制度の円滑な実施に向けた周知等は、新制度移行後も継続して取り組む必要がある。
- ・ 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率に関する審議が行われている。県から市町村に対する納付金額や標準保険税率の情報提示が1月以降となるため、条例改正を予定する市町村では十分な審議時間の確保が課題となっている。
- ・ 自治体間の所得調整機能を担う普通調整交付金制度の見直しに当たっては、当事者である都道府県などの意見を確認の上、制度の安定的な運営に資する内容とすべきである。
- ・ 制度改革の前提条件となる公費による財政支援については、消費増税の再延期に伴い、平成28年12月に見直しが行われた。この公費は、保険者努力支援制度などの新たな制度を円滑に運営するために不可欠な財源であり、引き続きその確実な確保が求められる。

- ・ 保険者努力支援制度については、保険者機能の強化につながる取組の実施に向けた強い動機付けとなるように評価方法の追加や評価方法の見直しを随時行うべきである。
- ・ 国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域によりさまざまである。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては国保税の収納率が低い傾向にあり、必要な財源の確保が課題となっている。
- ・ 国保会計の収支改善のためには保険税の引上げという選択肢もあるが、低所得の高齢者や無職者が多いことから、被保険者にその負担を求めることも限界がある。
- ・ 国保税の均等割課税は被保険者数を基礎として行われているが、他の医療保険制度と比べて子供に対する保険税負担が重いことから、制度間の公平が図れるよう改善を図るべきである。
- ・ また、国保被保険者の保険税負担は他の医療保険制度と比べて重いことから、保険税軽減判定所得の引上げによる低所得者対策の拡充など、被保険者負担の負担軽減に取り組む必要がある。
- ・ 制度改革に伴い投入される公費は国保会計の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う1人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなど、財政基盤強化に向けた対策を継続的な検討が求められている。
- ・ 制度改正に対応したシステムの改修（導入）については、効率的な事業運営の観点から、自庁システムの更新に合わせた実施を検討する市町村が多い。また、事務の効率化や負担軽減を求める意見が多いことから、今後実施するシステムの改修等については、市町村のニーズを踏まえた内容、財政支援とすることが求められている。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営や構造的な問題の解決に向け、医療保険制度間における公平に留意しつつ、被用者保険も含めた全ての医療保険制度の一元化も含め、制度の在り方検討を進めるべきである。

## 10 後期高齢者医療制度の安定的な運営

【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

後期高齢者の保険料軽減特例の段階的縮小については、国の責任の下、急激な制度変更とならないように十分な配慮を行うとともに、実施に当たっては後期高齢者医療制度に混乱が生じないように周知徹底すること。

#### [具体的内容]

- ・ 低所得者の所得割については国の特例措置により5割を軽減されていたが平成29年度に2割軽減、平成30年度に軽減なし（本則）となった。
- ・ 被用者保険の被扶養者であった人の均等割については9割軽減されていたが、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度には資格取得後2年間のみ5割軽減となり本則に戻る。
- ・ 低所得者の均等割については所得に応じて7割、5割、2割軽減（本則）されるが、特例措置により8.5割、9割まで拡大されており当面継続される。
- ・ この低所得者の均等割軽減特例については、今後の見直しの際には保険料が引き上げられることとなる。このため、国の責任の下、急激な制度変更とならないよう生活実態に十分配慮した激変緩和策を講ずること。
- ・ 制度開始時のような混乱が生じないように高齢者にも分かりやすく見直しの必要性や内容を広報し、周知徹底するなど丁寧な対応を行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 後期高齢者医療制度は平成20年4月の開始時、制度の準備や周知不足などにより高齢者の理解を得ることができず批判が集中した。
- ・ これに対応するため、国は低所得者の保険料軽減特例をはじめとして様々な改善策を打ち出し、現在では制度は十分に定着していると考えられている。
- ・ こうした中、世代間・世代内での負担の公平性の観点から国は低所得者に対する保険料軽減特例を段階的に縮小することとし、平成28年12月22日に社会保障制度改革推進本部が決定した「今後の社会保障改革の実施について」で方針が示された。
- ・ 所得割、元被扶養者に対する軽減特例は平成29年度から段階的に本則に戻すとされ、均等割軽減特例については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされた。さらに、元被扶養者に対する所得割については賦課開始時期を引き続き検討することとされている。
- ・ 低所得者に配慮して今般は据置きとなったが、今後の均等割軽減特例の見直しに当たっては、国の責任の下、急激な制度変更にならないよう十分な配慮を行うとともに、高齢者に対し改正の趣旨を分かりやすく丁寧に説明することにより制度に混乱が生じないようにする必要がある。

#### 均等割

本則	特例	対象者数(人)	割合(%)
7割軽減	9割軽減	147,927	17.8
	8.5割軽減	118,132	14.3

※ 対象者数は埼玉県後期高齢者医療広域連合の平成29年度確定賦課ベース、割合は被保険者数に占める対象者数の割合

## 11 不法滞在者の未払医療費に対する補助制度の充実及び訪日外国人に対する旅行保険の加入促進

【法務省、厚生労働省、観光庁】

#### ◆提案・要望

不法滞在者の未払医療費の補助制度について、対象医療機関を拡充するとともに、必要な財源を確保すること。また、増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国として積極的に促すこと。

#### [具体的内容]

- ・ 不法滞在者の未払医療費に係る国の補助制度について、救命救急センターだけでなく全ての救急医療機関を対象とするとともに、必要な財源を確保すること。
- ・ また、増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国として積極的に促すこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 平成30年1月1日現在の国内の不法滞在者数は、6万6,498人であり、平成27年から増加傾向にある。
- ・ 本県の在留外国人は約16万人（平成29年6月末現在）いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
- ・ 不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在

した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。

- ・ 特に未払医療費を補填する制度が都道府県ごとの制度のため、不法滞在者を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
- ・ 不法滞在者が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の3分の2までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
- ・ しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約5割にとどまっている。
- ・ さらに、救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

#### [外国人旅行者]

- ・ 平成29年の訪日外国人旅行者は過去最高の2,869万人となっており、国は平成32年（2020年）に4千万人まで増やすことを目指している。
- ・ 本県でも川越や長瀨などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、外国人旅行者は年々増加して15万7千人（平成28年推計値）となっている。
- ・ 本県はラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催会場にもなっていることから、今後も外国人旅行者の増加が見込まれる。
- ・ その一方、外国人旅行者については、約3割しか旅行保険に加入していないというデータもある。
- ・ 旅行保険に加入していない外国人旅行者が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
- ・ また、外国人旅行者の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。
- ・ 訪日外国人旅行者の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人旅行者の入国を管理している国が主体となって、旅行保険の加入を促す必要がある。

#### [医療機関における未払医療費]

- ・ 県内191の救急医療機関等に対し、平成28年度中に回収不能となった外国人の未払医療費について調査を行ったところ、1年間に5医療機関で合計1千万円以上の未払医療費が発生していた。
- ・ 不法滞在者や外国人旅行者の増加により未払医療費が増加することが見込まれることから、医療機関の経営を圧迫するおそれがある。
- ・ 今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するためには、国が主体となって不法滞在者や外国人旅行者の未払医療費対策を行うことが必要である。

# ■ 医師・看護師確保対策の推進

【文部科学省、厚生労働省】

県担当課：医療人材課

本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少ないことに加え、地域偏在や診療科偏在などにより、医師不足問題が深刻化している。また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

これらを解決するために、医学部新設は有効な手段であるが、国は宮城県と千葉県（成田市）に限り特例で認めただけであり、特例以外は認めていない。医師不足が顕著で今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の規制緩和が必要である。

## 1 医学部の新設

【文部科学省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

#### [具体的内容]

- ・ 医師不足に対処するため、人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の対策を講じること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、医師不足問題が深刻化している。
- ・ また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

○人口10万人当たり医師数 (平成28年12月31日現在)

	医師数		医師数
徳島県	315.9人 (1位)	千葉県	189.9人 (45位)
京都府	314.9人 (2位)	茨城県	180.4人 (46位)
高知県	306.0人 (3位)	埼玉県	160.1人 (47位)

○高齢者（75歳以上）人口の増加率 (単位：万人)

	2010年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	58.9	117.7	+100% (1位)
千葉県	56.3	108.2	+92% (2位)
神奈川県	79.4	148.5	+87% (3位)
鹿児島県	25.4	29.5	+16% (45位)
島根県	11.9	13.7	+15% (46位)
山形県	18.1	20.7	+14% (47位)

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日

# ■防犯対策の推進と捜査活動の強化

【警察庁】

県担当課：警備課

本県の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに13年連続で減少した。県警察における犯罪の抑止・検挙活動や県民主体の自主防犯活動団体によるパトロール等により一定の成果を上げたものの、平成29年の件数は全国ワースト4位であるなど高水準で発生しており、治安情勢は依然として厳しい。治安の回復傾向を定着させ、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察活動を支える体制の強化が必要である。

## 1 テロ未然防止のための基盤の強化

【警察庁】

### ◆提案・要望

平成31年にラグビーワールドカップが、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるが、こうした国際的な大規模イベントは過去の教訓からテロの標的となる危険性があり、警察としても万全の警備により治安責任を全うしなければならないことから、警戒警備関連資機材及びテロ対処部隊装備資機材の整備等、テロ対策の基盤の強化を図るための財政支援を行うこと。

また、テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密な連携が不可欠であるため、それら活動に必要な財政支援を行うこと。

### [具体的内容]

- ・ 競技場や主要駅、商業施設等、いわゆるソフトターゲットへの対策を強化するため、仮設監視カメラなどの警戒警備関連資機材の整備を行うこと。また、テロ発生時において迅速的確に対処するため、テロ対処部隊装備資機材（銃器、爆発物、NBC対策等）の整備を行うこと。
- ・ 国の主導により、官民連携活動に必要な諸費用、テロ未然防止のために県が独自に行う広報啓発活動に対して、必要となる財政支援を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 近年、I S I L（いわゆる「イスラム国」）によるテロ等によって、多くの一般市民が犠牲となり、また、日本もテロの標的と名指しされるなど、テロの脅威が現実化している。

これらの脅威は、国際的に最高度の注目を集めるラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い一層増大するものとみられる。

○ 最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
トルコ・イスタンブール	ナイトクラブ	平成29年1月	39人
イギリス・ロンドン	路上（観光地）	平成29年3月	4人
ロシア・サンクトペテルブルグ	地下鉄車内	平成29年4月	14人
スウェーデン・ストックホルム	路上（歩行者天国）	平成29年4月	4人
イギリス・ロンドン	コンサート会場	平成29年5月	22人
イギリス・ロンドン	路上（観光地）	平成29年6月	8人
スペイン・バルセロナ	路上（観光地）	平成29年8月	15人
アメリカ・ニューヨーク	路上（自転車専用道路）	平成29年10月	8人
アメリカ・ニューヨーク	バスターミナル	平成29年12月	3人負傷

◆参考

○2020オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ2019 テロ対策「彩の国」ネットワーク（平成27年11月設立）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019を見据えて、民間事業者等と埼玉県警察・埼玉県等の行政機関が連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進する。

# 交通安全対策の推進

【内閣府、警察庁、国土交通省】

県担当課： 防犯・交通安全課、道路環境課  
交通規制課

本県における平成29年中の交通事故死者数は177人であり、前年より26人の増加と2年振りに増加に転じた。また、高齢者などの歩行者、自転車及び交差点関連事故が依然として多く、憂慮すべき状況にあり、事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備の推進が課題となっている。

安全で快適な道路交通環境を実現し、交通事故の根絶及び交通安全施設の充実を図るため、「県民が安全・安心して利用できる道路交通環境づくり」を強力に推進する必要がある。

## 1 交通安全施設等の整備

【警察庁、国土交通省】

### ◆提案・要望

交通事故防止を図り、特に歩行者、自転車にやさしい安全な道づくりが求められていることから、交差点の改良、通学路における歩道整備、自転車通行空間の整備、道路照明灯、信号機、道路標識及び道路標示など、交通安全施設等の整備に必要な財源を確保すること。

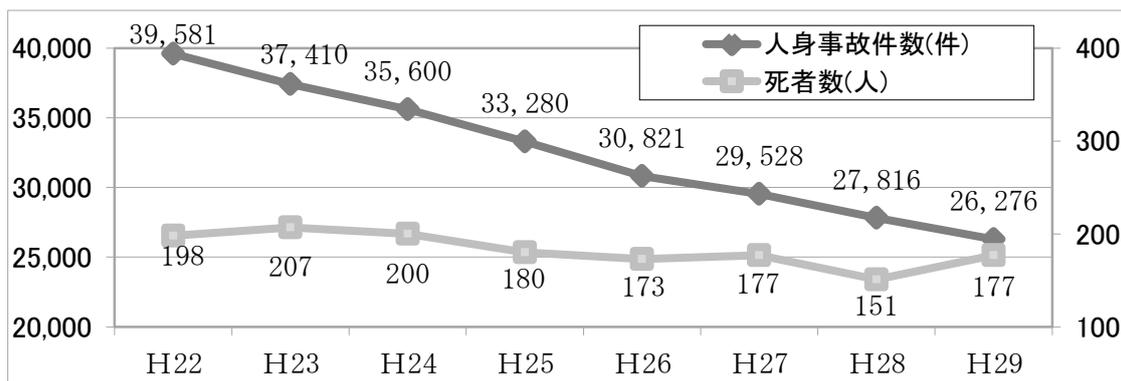
#### [具体的内容]

- ・ 交通死亡事故の約5割が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- ・ 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- ・ 県管理道路の歩道設置率は通学路で82.8%、全体でも72.8%であり、いまだ約3割の県管理道路に歩道が整備されていない状況であることから、児童等の安全確保を図るため、歩道整備のための財源を確保すること。
- ・ 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあるが、平成29年の交通事故死者数は、全国ワースト2位と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の53.7%（前年比-3.3ポイント）を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約78%と高くなっている。

○埼玉県の交通事故の状況



## 2 スマートフォン等の使用に関する対策の強化

【内閣府、警察庁】

### ◆提案・要望

スマートフォン等の使用に関するいわゆる「歩きスマホ」や「ながらスマホ」について、歩行中を含めた交通ルールやマナーの遵守による交通事故防止等のための広報活動を強化するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」に対する取締りの強化など必要な措置を講じること。

#### [具体的内容]

- ・ スマートフォン等の使用は注意力が散漫になるなど、交通事故等に直結する大変危険な行為であることから、歩行中を含めた交通ルールやマナーの遵守により、交通事故等を防止するため、電気通信事業者との連携などにより、広報活動を強化すること。
- ・ 車両運転中の「ながらスマホ」防止を徹底するため、取締りの強化や交通安全教育の拡充を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、車両運転中のスマートフォン等の操作・通話・画像の注視といった「ながらスマホ」行為が見受けられ、こうした行為が原因で交通死亡事故等が発生している。
- ・ また、「歩きスマホ」は視界が極端に狭くなり、周囲の音が認識しづらくなるため、駅ホームからの転落や歩行者との接触等の事故につながるなど、極めて危険な行為である。
- ・ しかし、「歩きスマホ」や「ながらスマホ」の危険性の認識が十分ではなく、スマートフォン使用が原因となる事故・事件が後を絶たない。

# ■消費者被害の防止

【内閣府、消費者庁】

県担当課：消費生活課

インターネットの普及やサービスの多様化などの社会変化に伴い、消費者トラブルの内容は複雑かつ多様化している。本県では、全ての市町村で週4日以上消費生活相談窓口が整うなど、消費者行政は着実に進展している。

しかし、悪質商法等に関する消費者被害の相談は県内で約5万件と依然として多く、従来から取り組んでいる相談体制の充実や消費者への啓発など、より一層、計画的に推進していく必要がある。

## 1 地方消費者行政の充実強化のための財源確保

【内閣府、消費者庁】

### ◆提案・要望

計画的な消費者行政を推進するため、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 高齢者の消費者被害防止のための見守り体制の促進、自立した消費者を育成するための消費者教育の推進、市町村の相談窓口の強化など、計画的に消費者行政を推進するために必要な財源を当面の間、継続的・安定的に確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内63市町村の全てにおいて週4日以上消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- ・ その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成27年2月の消費者庁長官通知により、地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わった。
- ・ 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成29年度までに開始した事業に限られている。
- ・ また、平成30年度から地方消費者行政強化交付金による財政支援に切り替わり、新たな消費者課題に対応できる事業も追加となったが、活用期間は限られ、推進交付金も大幅に減少している。
- ・ 今後、推進交付金の減少により、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることも予想される。

# ■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

【総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、生活衛生課、  
河川砂防課、水道企画課、水道管理課

八ッ場ダム等の水資源開発施設は安定的な水資源を確保するための重要な施設である。

また、水道事業は給水人口や水道料金収入が頭打ちとなる中で、施設の耐震化や老朽化による更新に多額の費用が必要となっている。

このため、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくには、建設中のダム等水資源開発施設の早期完成と県負担の軽減、水道施設の耐震化や更新費用の財源確保、水道広域化の促進、雨水・再生水の利用の推進が必要である。

## 1 ダム等水資源開発施設の早期完成

【国土交通省】

### ◆提案・要望

建設中のダム等水資源開発施設について早期の完成を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 暫定水利権を早期に安定化するため、建設中の水資源開発施設の早期完成が必要であり、八ッ場ダムを含めた水資源開発施設の整備を進めること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県が取得している水利権のうち約3割は八ッ場ダム等水資源開発施設への参画を前提とした暫定水利権である。
- ・ 暫定水利権は、渇水時には安定水利権よりも厳しい取水制限が行われることから、暫定水利権の安定化が水道水の安定供給には不可欠である。

## 2 ダム等水資源開発施設建設事業費の負担軽減

【財務省、厚生労働省、国土交通省】

### ◆提案・要望

建設中のダム等水資源開発施設建設に係る事業費の増加等による負担額の増加を行わないこと。  
また、事業費の減額が図られるよう徹底したコスト縮減などにより負担の軽減を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 今後、新たな負担額の増加を行わないこと。
- ・ 水資源開発施設に係る国庫補助金について、要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。
- ・ 工事の執行段階において入札制度の改善や新工法の採用などの徹底したコスト縮減により事業費減額を図ること。
- ・ 国と県の負担割合の見直しを行うことなどにより、負担の軽減を行うこと。
- ・ 各事業におけるコスト管理等に関する連絡協議会について、規約通り毎年度定期的に開催し、コスト縮減等に関する情報提供を適切に行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ ダム等水資源開発施設建設事業費は、検証に伴う工事中断による工期の延長や事業内容の見直しにより増加傾向にあり、県財政を圧迫している。
- ・ 平成28年12月に、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更（事業費増額）が行われた。  
（建設に要する費用の概算額 約4,600億円 → 約5,320億円）

## 3 水源地域整備事業の推進

【財務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

水源地域整備計画に位置付けられた事業の推進に必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- ・ 今後、国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

### ◆現状・課題

- ・ 事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

## 4 水道施設の耐震化及び更新に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

水道施設の耐震化及び更新に対する財政支援の拡充を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 『水道施設等耐震化事業』の各メニューの採択要件を緩和し、交付率を引き上げること。
- ・ 『水道施設等耐震化事業』のメニューに「老朽設備更新事業」を創設すること。
- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金について、要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。

### ◆現状・課題

- ・ 水道事業者等は、料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため、水道施設の耐震化や更新を計画的に進める必要がある。
- ・ 国では、生活基盤施設耐震化等交付金を設け、これら取り組みに対する財政支援を実施しているところである。
- ・ しかし、交付金の交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設等、様々な採択要件が設定されているだけでなく、交付率も1/3又は1/4（一部、1/2あり。）にとどまっている。
- ・ 平成28年度及び29年度における国の交付金の内示状況は県の要望額に対して約7割であったが、要望額に対して不足が生じると、減額分は水道事業者等が単費で賄うことや計画を先送りする等の対応が必要となるなど、水道施設の耐震化や更新を進める上で支障が生じるおそれがある。

#### ○埼玉県耐震化の状況（平成28年度）

- ・ 浄水施設の耐震化率 9.1%（全国平均27.9%）
- ・ 配水池の耐震化率 66.5%（全国平均53.3%）
- ・ 基幹管路の耐震適合率 43.0%（全国平均38.7%）

#### ○埼玉県水道施設の老朽化の状況（平成27年度）

- ・ 法定耐用年数を越えた管の割合 10.4%（全国平均13.3%）
- ・ 経年化設備率 49.7%（全国平均43.9%）
- ・ 石綿セメント管残存率 1.6%（全国平均0.7%）

#### ○現行制度の概要

生活基盤施設耐震化等交付金／水道施設等耐震化事業

- ・ 交付率 1/3又は1/4（一部、1/2あり。）
- ・ 老朽設備の更新は対象外
- ・ 平成28年度に「水道管路緊急改善事業」が創設され石綿セメント管の更新も対象となったが、採択基準が厳しく、埼玉県内で基準を満たす事業者は少ない。

## 5 水道広域化の促進に係る支援施策の充実 【新規】

【総務省、厚生労働省】

### ◆提案・要望

水道の基盤強化を図るため、水道広域化の促進に係る支援施策の充実を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件を緩和するとともに、交付率を引き上げること。
- ・ 生活基盤施設耐震化等交付金について、要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。
- ・ 水道広域化の動機付けとなる支援制度の創設・拡充を図ること。

### ◆現状・課題

(水道法改正法案)

- ・ 平成30年3月に国会に提出された水道法の一部を改正する法律案で、国は広域連携の推進を含む水道の基盤の強化のための基本方針を定め、施策を推進するとともに都道府県や水道事業者等に対する技術的・財政的支援に努めなければならない旨規定されている。

(生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件・交付率・内示額の現状)

- ・ 「全体計画は原則10年間」「3事業体以上」など採択要件が限定的で、交付率も1/3にとどまっている。
- ・ 平成28年度及び29年度における本県への内示額は要望額の約7割であった。要望額に対して不足が生じると水道事業者等が単費で賄わなければならないため、計画どおりの事業の進捗に支障が生じるおそれがある。

(水道広域化の動機付けとなる支援制度の現状)

- ・ 水道広域化に係る地方公営企業繰出金については、国庫補助対象となった施設整備費の1/3まで負担が可能であるものの、当該繰出金に係る地方財政措置は一般会計出資債の1/2にとどまるなど、広域化後の経営安定化を含めた支援としては不十分である。
- ・ 市町村合併時の合併特例債のような、水道事業者が広域化を推進するための強い動機付けとなる支援制度の充実が必要である。

### ○埼玉県における水道広域化の構想

平成23年に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、県内を12のブロックに分けて、平成42年度を目標にブロックごとの水道広域化を目指すこととしている。

## 6 雨水・再生水利用の推進

【国土交通省】

### ◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 雨水・再生水利用施設の設置に係る補助制度の創設等、財政支援を拡充すること。

### ◆現状・課題

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設の普及に対する助成・支援制度の充実強化が必要である。

## 7 水源地域の保全

【農林水産省、林野庁、国土交通省】

### ◆提案・要望

水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。
- ・ 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

### ◆現状・課題

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、土地取引の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。しかし、全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成29年で44件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。

# ■生活の安心支援

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

所得格差が年々広がる中で、格差の固定化や格差が次世代に引き継がれる「貧困の連鎖」が懸念されている。

生活保護受給者はリーマンショックによる景気悪化の影響等から平成21年度以降急増した。このため、生活保護受給者に対する自立支援施策の強化など生活保護制度を実効性のある制度とするための見直しが必要である。

さらに、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法が第二のセーフティネットとして機能するためには各自治体が自立支援事業を積極的に推進していく必要がある。

## 1 生活保護制度の改善

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。

特に、生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとする。

また、近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化すること。

これに加え、入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

### [具体的内容]

#### (1) 生活保護制度の見直しについて

- 国は、平成30年度以降順次、生活保護制度の見直しを実施するとしているが、今後も引き続き、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて不断の見直しを行うこと。

#### (2) 生活保護基準の見直しについて

- 国は、平成30年10月から3年間かけて生活保護基準の見直しを実施するとしているが、今後も引き続き、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとする。

#### (3) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- 無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、施設の設定・運営に関する基準を整備すること。また、事前の許可制とするとともに、事業者の財務資料の公表により、経理の透明性を確保すること。
- 個人による経営実態の隠蔽を防ぐため、実施主体を法人に制限すること。

- ・ 指導の実効性を担保するため、他の社会福祉施設と同様に改善命令を適用すること。
- (4) 外国人に対する生活保護の準用について
- ・ 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて
- ・ 直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

#### ◆現状・課題

##### (1) 生活保護制度の見直しについて

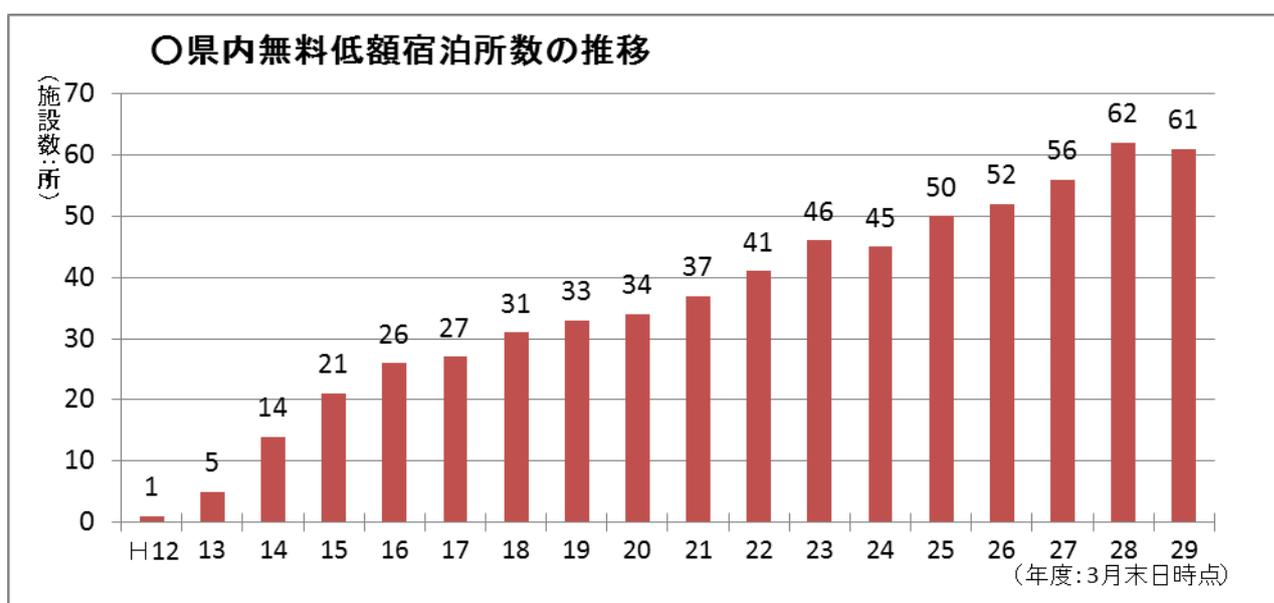
- ・ 国は、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、生活保護法の一部改正を行い、平成26年7月から施行された。
- ・ 改正後の生活保護法には、施行後5年を目途とした見直し規定がある。
- ・ これまで、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「自立支援部会」という。）や生活保護制度に関する国と地方の協議等において、制度の見直しに関する様々な課題について審議が重ねられ、平成29年12月に自立支援部会の報告書がとりまとめられた。
- ・ 生活保護制度の見直しについては、今後、自立支援部会の報告書を基に、運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る（予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施）こととされている。
- ・ また、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者自立支援法等とあわせて、生活保護法の改正法案が平成30年の通常国会に提出されており、審議が行われている。

##### (2) 生活保護基準の見直しについて

- ・ 国は、生活扶助基準の見直しを行い、平成25年8月から平成27年度までの3年間で段階的に生活扶助を引き下げたが、特に子供がいる世帯の下げ幅が大きかった。
- ・ また、平成27年7月から住宅扶助、平成27年11月から冬季加算の見直しも行われた。
- ・ 生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。
- ・ 平成29年の検証では、主に生活扶助基準と有子世帯の扶助・加算を中心に検証が行われ、平成29年12月に同部会の報告書がとりまとめられた。
- ・ この報告書の内容を踏まえ、生活扶助基準、児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しが平成30年10月から3年間かけて段階的に実施される予定である。
- ・ 国は、この見直しの影響により生活扶助費が下がる世帯の割合について、全世帯で67%、有子世帯で43%、母子世帯で38%と推計している。
- ・ なお、部会の報告書において、今回の検証で検討課題とされながら、とりまとめに至らなかった級地制度等の課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとされている。
- ・ また、現行の検証手法である水準均衡方式は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えているため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に向けた課題として挙げられている。

(3) 無料低額宿泊所に係る法整備について

- ・ 無料低額宿泊所は県内に61施設（定員約2,900人）あり、年々増加している。
- ・ 現行法令（社会福祉法）では無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準の規定がない。また、事後の届出制であるため、経営状況などの事業者の適格性を事前にチェックすることができない。
- ・ 経営主体の制限がなく、個人、法人を問わず誰でも開設することができる。
- ・ 社会福祉法の改善命令の規定が適用されない。
- ・ 本県では独自に条例及びガイドラインを定めて指導しているが、十分な規制とは言えない。



(4) 外国人に対する生活保護の準用について

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この7年間、受給者が3,000人を超える状況が続いている。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

(5) 救護施設の事務費支弁基準の引上げについて

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり245人が入所しているが、入所者の平均年齢は67.2歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は31人、一部介助を必要とする者は187人となっている。
- ・ 直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師1人である（施設定員101～110人の場合）。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101～110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	133,000円	152,590円

※ 平成29年度事務費支弁基準額。救護施設は人事院勧告分を反映（羽生市）

○ 救護施設について

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

## 2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要なことであることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

#### [具体的内容]

- ・ 各自治体を実施する生活保護受給者に対する自立支援に必要な財源については、国が責任をもって確保し、各自治体積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。
- ・ 少なくとも生活保護法の国庫負担割合と同様に国庫補助率を4分の3とすること。

### ◆現状・課題

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、就労支援及び住宅確保に関する専門性を持った支援員を配置して以下の事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

(1) 就労支援について

- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中9市にとどまっている。

(2) 住宅支援について

- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中7市にとどまっている。

### 3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

#### ◆現状・課題

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は、就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計相談支援事業2分の1と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多い。
- ・ 具体的には就労準備支援事業は40市中12市、一時生活支援事業は40市中4市、家計相談支援事業は40市中12市の実施にとどまっている状況にある。

# ■危機管理・防災体制の強化

【内閣府、総務省、消防庁、法務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、学事課、危機管理課、消防防災課  
化学保安課、医療整備課、農村整備課、畜産安全課  
市街地整備課、建築安全課、教育局財務課、下水道事業課

首都直下地震は今後30年の発生確率が70%程度であると言われている。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害による被害を減らすため、平時から広域災害などへの対応力を強化し、危機に強い地域づくりを推進している。

また、公共施設の耐震化・長寿命化対策を計画的かつ総合的に推進し、災害に強い県づくりに積極的に取り組む必要がある。

## 1 大規模地震対策の強化

【内閣府、国土交通省】

### ◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のためのムーブメントを起こすとともに、その必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 国においても、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組や地域で支えあう共助の取組、火災に強いまちづくりを促進するムーブメントを起こす施策を地方自治体と連携して生み出すとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- ・ 国において、首都直下地震対策特別措置法に基づく、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の見直し平成27年3月に閣議決定された。計画では、首都直下地震による想定死者数約2万3千人、建築物の想定全壊・焼失棟数約61万棟をとともに半減させることを減災目標としている。
- ・ この計画では、住宅等の耐震化や家具の固定などの住民が取り組むことを求める自助や、住民による自主防災組織の結成を求める共助に加えて、危険性の高い木造住宅密集市街地の解消など火災に強いまちづくりが含まれている。
- ・ 住宅等の耐震化について、平成25年の全国の耐震化率は82%となっている。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、平成32年に全国の耐震化率を95%とする目標が示され、その達成に向け取り組んでいる。
- ・ 家具の固定について、計画では現状40%を10年後に65%まで高めるとしている。防災意識が高い静岡県でも家具固定率を40%から65%に高めるのに20年以上を要しており、相当困難な目標である。
- ・ 木造住宅密集市街地について、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、住宅市街地総合整備事業を活用して解消に向け取り組んでいる。
- ・ 減災目標を達成するためには、国と地方自治体が一体となった取組が必要である。

#### ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
  - 死者数 約2万3千人からおおむね半減
  - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟からおおむね半減

- 主な施策の具体目標
 

住宅等の耐震化率	95% (平成32年) 【全国】
家具の固定率	65% (平成36年) 【全国】
密集市街地の感震ブレーカー等設置率	25% (平成36年)
危険な密集市街地の解消割合	100% (平成32年度)
自主防災組織による活動カバー率	100% (平成36年) 【1都3県】

## 2 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

【国土交通省】

### ◆提案・要望

県民の安心・安全の確保に向け、本県では、老朽化した流域下水道施設の耐震化や更新などを中長年にわたり計画的かつ持続的に推進するため「ストックマネジメント」に取り組んでいる。

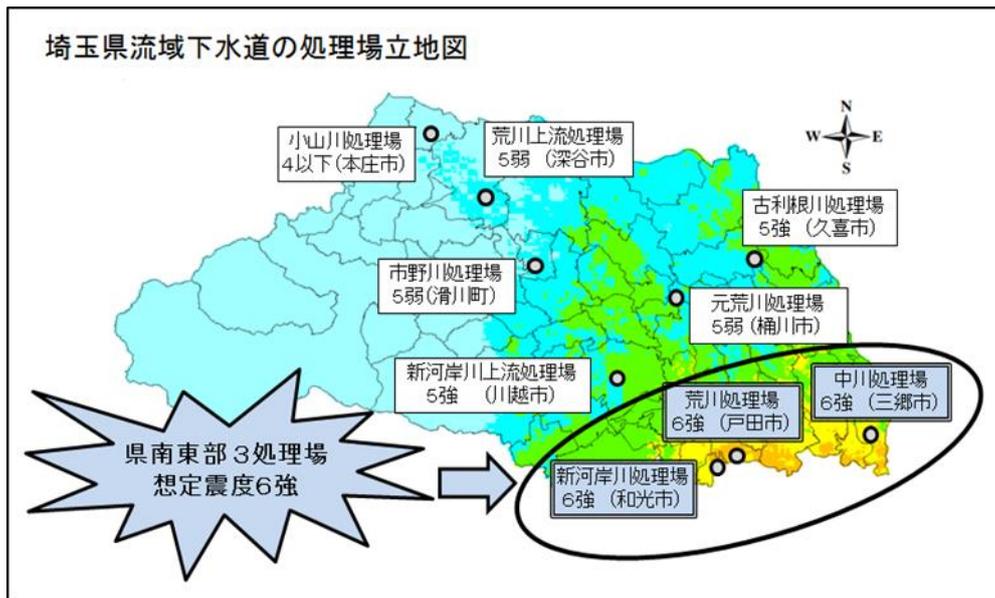
将来にわたり安定して下水道事業が推進できるよう、国においても必要な財源を確保されたい。

#### [具体的内容]

- 近年、全国的に大規模地震が発生し、老朽化した施設も増加傾向にある。このため、耐震対策を早急に進めるとともに老朽化対策を着実に進める必要があり、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）についての必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

- 下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策への重点化の方針が示された。
- しかし、下水道事業は施設の耐震化や老朽化対策による県民の安心・安全の確保、処理機能の確保による東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- 本県は首都圏に位置し、8つの流域下水道で約540万人の下水処理を担っている。大規模地震で流域下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震では、震度6強と予想される県南東部地域に約485万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策等が急がれる。
- さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。



○想定震度 6 強エリアの処理場

名 称	場 所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5 市	約189万人	約485万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約161万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約135万人	

### 3 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進

【農林水産省】

#### ◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
  - 農村地域防災減災事業
    - ため池等の防災減災対策
  - 農業水路等長寿命化・防災減災事業
    - ため池等の防災減災対策、農業水利施設の長寿命化対策
  - 農山漁村地域整備交付金
    - 農道橋の防災減災対策、排水機場や農業集落排水施設などの長寿命化対策

#### ◆現状・課題

- ・ 土地改良施設等は食糧生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしていることから、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮を図る必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食糧増産の時代や高度経済成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 国は平成26年に「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な保全管理の推進を求めており、県も積極的に対策を実施していく。
- ・ 国の指示を受け一斉点検等を行った結果、地震・豪雨時に損壊のリスクが高く、人命やライフラインへの影響が大きい施設が、ため池7箇所、農道橋23箇所となっている。そのため、早急に詳細調査または必要な対策工事を実施する必要がある。
- ・ 耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、早急に長寿命化対策を行っていく必要があり、必要な予算の確保が急務である。



耐震対策が必要な頭首工（古利根堰・越谷市、松伏町）



耐震補強を行った農道橋（玉作橋・熊谷市）

## 4 学校施設の長寿命化を含む老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

公立学校施設の長寿命化を含む老朽化対策、耐震化や防災機能の強化、空調設備の設置、トイレ改修などを進めるための財政支援制度の充実を図るとともに、十分な財源を当初予算において確保すること。

私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。併せて私立学校がより各学校の実情に合った耐震改修等を行えるよう、補助金交付要綱の見直しを行うこと。

### [具体的内容]

#### ○ 公立学校施設

- ・ 大規模改造（老朽）事業は外部改修と内部改修を同時に行う必要があるが、いずれかのみでの改修でも対象とするよう要件を緩和すること。また、学校設置者である各自治体による弾力的な運用に向けて対象事業費の下限額（7,000万円）の引下げなども必要である。
- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。市町村が円滑に専門的な点検を実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。
- ・ 国は防災機能強化学業を創設し、天井材などの非構造部材の耐震化などを含めた防災機能の強化を図っているが、市町村の取組が促進されるよう財政支援制度の充実を図ること。また、県立学校施設における耐震化が促進されるよう十分な財政支援措置を講じること。
- ・ 夏季における適切な教育環境確保の観点から、地域の実情に応じて空調設備の設置等を緊急かつ短期的に行う必要がある。このため交付金の算定割合の嵩上げや地方債措置の充実を図るとともに、リース方式による整備も財政支援措置の対象とするなど、より利用しやすい制度への改善を図ること。
- ・ 平成29年度に引き続き、平成30年度当初予算においても、各自治体が年度当初に計画していた事業の大部分の採択が見送られた。このため長寿命化を含む老朽化対策や防災機能の強化、空調設備の設置、トイレ改修など、各自治体が計画した全ての事業を年度当初から実施できるよう必要な財源を当初予算において全額確保すること。

#### ○ 私立学校施設

- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等施設高機能化整備費）について、補助率を嵩上げし、必要な財源を確保すること。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）について、補助率を嵩上げするとともに、補助対象園数の拡大に必要な財源を確保すること。また、園舎のなかで園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている（バス庫や、保育室と一体となっているテラスなど）。幼稚園教育の振興に資するという補助金の目的をふまえ、こうした場所についても補助対象面積となるよう交付要綱を見直すこと。
- ・ 非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。
- ・ 天井以外の非構造部材について詳細な手引きを国において作成し、的確に点検ができるようにすること。

## ◆現状・課題

- ・ 学校施設は児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠である。
- ・ 東日本大震災や熊本地震において、学校施設をはじめとした多くの施設が甚大な被害を受けたが、残された学校施設は避難所として多くの地域住民を受け入れており、災害時における避難拠点としての学校施設の重要性が再認識された。

### ○ 公立学校施設

- ・ 本県の公立小中学校施設の大半は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されている。今後はこれらの施設が更新時期を迎えることとなり、長寿命化を含む老朽化対策の推進は全国的な課題である。
- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。
- ・ 本県では近年、夏場の気温の上昇傾向が見られるため、市町村から空調設備設置の要望が寄せられている。  
また、教育環境の質的向上を図るため、多くの市町村がトイレ環境の改善を進めている。

### ○ 私立学校施設

- ・ 私立高等学校の平成30年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の平成30年4月1日現在の耐震化率は92.0%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎のなかで園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
- ・ 今後も児童生徒数等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。

### <平成29年度の状況>

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1 / 2	1 / 3	1	1
	改築	1 / 3	1 / 3	2	2
幼稚園	耐震補強	1 / 2	1 / 3	2	2
	改築	1 / 3	1 / 3	4	4

## 5 病院施設の耐震化の推進

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

医療機関の耐震化を強力に推進し、災害時医療を確実に確保するため、耐震化に係る補助金の増額や補助対象となる病院を拡大すること。

#### [具体的内容]

- 平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金を恒常的な制度とし、財政措置を再開すること。
- 医療施設等耐震整備事業（医療提供体制施設整備交付金）について、補助基準額を引き上げるとともに公立病院を補助対象とすること。

### ◆現状・課題

- 平成28年熊本地震では、観測史上初めて震度7が2回（震度6弱以上が7回）繰り返し発生し、12万棟を越える住家被害が発生した。また、地域の中核的市立病院が損傷を受け、診療継続が困難な状況に陥った。
- 本県の病院の耐震化率は75.9%（平成29年9月1日現在）となっている。災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターに限っても、88.9%という状況であり、早期に耐震化を進める必要がある。
- そのためには、診療の継続性の確保や、自家発電設備、医療用ガス、水の貯留設備を含めた施設を整備する必要があり、病院の特殊性を踏まえた耐震化支援策が不可欠となる。  
また、公立病院であるか民間病院であるかに関わらず、災害時の拠点的な機能を担う病院の耐震化は待ったなしである。
- 本県では、平成21年度に国において創設された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用して埼玉県医療施設耐震化基金を造成し、12の救急医療機関等の耐震化に取り組んできたが、国の承認を得て計画していたすべての耐震化事業が終了したため、平成29年4月1日付けで基金を廃止した。
- その結果、公立病院の2病院を含む18の救急医療機関が未耐震のままとなっている。
- 現在、未耐震の病院に対しては、「医療施設等耐震整備事業」の活用を促しているが、補助基準額が低いことなどから病院の負担が大きく、資金不足から耐震化に取り組むことができないとの意見がある。

<平成29年9月1日現在の状況>

	全病院の耐震化率	うち、災害拠点病院及び救命救急センター
埼玉県	75.9%	88.9%

補助事業名	補助基準額 (最大上限)	病院負担率 (補助対象病院等)
旧埼玉県医療施設耐震化整備推進事業	23.8億円	1/2 (公立病院を含む)
医療施設等耐震整備事業（国）	4.4億円	1/2 (公立病院を除く)

※埼玉県医療施設耐震化整備推進事業は、28年度で終了

## 6 地籍整備の推進

【法務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

- ・ 地籍調査事業を計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
- ・ 地籍調査事業の補助対象外である現況測量・復元測量作業を補助対象とすること。
- ・ 都市部の境界を明確にする登記所備付地図整備事業の拡充を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- ・ 土地所有者と境界立会いをする上で必要な地図を作成するための現況測量（現況の塀や境界標を測量し地図に表示する測量）と復元測量（公図等に示された境界を地図に表示し、必要に応じて現地に復元する測量）を地籍調査の補助対象とすること。
- ・ 特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。
- ・ 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は31%で全国平均の52%を大きく下回っており、着手率については全国44位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、平成28年度から2市村が着手及び再開し、16市町村で実施している。
- ・ 一方、平成30年度の国庫補助金については、要望額のおおむね7割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

#### ○地籍調査の進捗率（%）

区 分		全 国	埼 玉 県
D I D (※)		24	23
非 D I D	宅 地	54	48
	農用地	73	43
	林 地	45	17
合 計		52	31

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

※ 進捗率は平成29年3月末時点

## 7 被災者生活再建支援法の弾力的運用

【内閣府】

### ◆提案・要望

被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。

さらに、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、支援対象の拡大について検討すること。

#### [具体的内容]

- ・ 被災者生活再建支援法の運用に当たっては、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村が住宅全壊世帯数の基準を満たさない場合でも、同一災害であることをもって支援対象とするなど、弾力的な運用を図ること。
- ・ 被災者生活の実態把握を調査し、自助・公助の適切な役割分担、支援金支給による生活再建度合いや地域復興への効果など総合的に精査し、支援対象の拡大について検討すること。

### ◆現状・課題

#### ○被災者生活再建支援制度

- ・ 一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。
- ・ しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準に満たない場合には、支援金の支給が受けられない状況にある。
- ・ 床上浸水など全壊に至らない場合においても、被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合がある。

### ◆参考

- ・ 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会中間取りまとめ（平成26年8月）  
委員／有識者、新潟県危機管理監、兵庫県防災企画局長、つくば市長、釜石市長の計9名

## 8 地震に関する調査研究の推進

【文部科学省】

### ◆提案・要望

地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震調査研究をより一層推進し、震源不特定地震の震源特定、活断層の存否の確定・地震発生確率の算出を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 「関東地域の活断層の長期評価」において、活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層の活動状況等に関する基礎調査を早急を実施すること。また基礎調査を実施した断層については、活断層の存否、発生確率を早急に明らかにすること。
- ・ 国は、基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震動予測、長周期地震動等の地震調査研究をより一層推進すること。特に、「全国地震動予測地図」で用いている震源不特定地震に関する調査研究を進め震源を特定するとともに、震源不特定地震の評価を適切な評価とすること。

### ◆現状・課題

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 国が平成27年4月に公表した「関東地域の活断層の長期評価」では、綾瀬川断層の伊奈一川口区間については、精度の高い資料を集積させ、活断層の存否を判断する必要があるとされた。新たに活断層とされた綾瀬川断層と越生断層の地震発生確率は不明とされた。
- ・ 平成28年度には、綾瀬川断層の伊奈一川口区間の詳細調査が実施されたが、評価の改訂には至っていない。越生断層については詳細調査が実施されていない。そのため、綾瀬川断層と越生断層の地震発生確率は不明のままである。
- ・ 平成29年4月に公表された「全国地震動予測地図」では、本県は「震源断層をあらかじめ特定しにくい地震」（震源不特定地震）による大きな揺れに見舞われる確率が他の地域より高くなっている。
- ・ 活断層の存否不明、発生確率不明、震源不特定とされているため、本県では最新の研究成果を防災対策に活用することができていない。

## 9 消防団の加入促進に対する支援

【消防庁】

### ◆提案・要望

消防団の充実・強化を図るため、県が行う加入促進等に関する事業に対し財政措置を行うこと。

#### [具体的内容]

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、都道府県が実施する消防団の加入促進等に関する事業に対し、交付税措置を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行された。

法第9条において地方公共団体は消防団への積極的な加入が促進されるよう意識の啓発を図るため必要な措置を講ずるものとされている。

- ・ 平成27年12月には、第27次消防審議会の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」を踏まえ、消防庁長官から都道府県知事に対し、消防団活動に対する理解を促進するため、更なる広報啓発活動の充実に取り組むよう通知されたところである。
- ・ 本県では、平成27年度から消防団の充実強化に向けた予算を確保し、特に女性や大学生の加入促進に力を入れている。
- ・ 県分の普通交付税においては、根拠法令を消防組織法とする「消防思想の普及宣伝」が包括算定基礎として算定されているが、新たな法律に基づき都道府県が実施する消防団の加入促進に関する事業に対し交付税措置がされていない。

#### ◆参考（埼玉県の事業名および予算額）

若者を中心とした消防団加入促進PR事業費 3,992千円

## 10 消防団の装備に対する支援

【消防庁】

#### ◆提案・要望

消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を行うこと。また、デジタル携帯用無線機の価格低廉化や国レベルでの共同購入の枠組みづくりに取り組むこと。

#### [具体的内容]

- ・ 消防団に配備する携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置を市町村に対し行うこと。また、市町村へのデジタル携帯用無線機の配備を進めるため、メーカーに対する価格低廉化の要請や国レベルでの共同購入の枠組み構築を行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に公布・施行されたことを受け、平成26年2月に「消防団の装備の基準」が改正された。
- ・ この改正では、消防団の情報収集、共有、発信機能の強化のため、双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとされ、班長以上の階級にある消防団員に「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」を配備することなどが規定された。
- ・ 消防用のデジタル携帯用無線機は高額であり、短期間で基準どおりに配備することが困難な状況にある。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げ及びより安価に購入できる仕組みの構築が必要である。

## 11 消防防災関係施設・設備の拡充

【消防庁】

### ◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な無線中継車及び拠点機能形成車を主要な消防機関に配備できるよう必要な財源を確保すること。

#### [具体的内容]

- ・ 無線中継車や拠点機能形成車といった特殊車両は、全国規模の大規模災害時での出動が想定されており、消防本部単独での整備は困難である。このため、国有財産の無償使用制度により必要な消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。
- ・ ドローンによる映像は現場だけでなく、都道府県や消防庁など、関係機関で共有することで、より効果的な災害対応が可能となる。このため、ドローンが整備された消防本部への無線中継車の配備を促進すること。
- ・ 拠点機能形成車の主要な消防本部への配備を進め、遠隔地で応援活動する部隊に対する支援体制を強化すること。

### ◆現状・課題

- ・ 国では、平成31年4月1日時点での6,000隊を目標に、緊急消防援助隊の大幅な増隊を求めており、本県でも県下全消防本部に緊急消防援助隊の登録を働きかけている。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン（小型無人飛行機）1機が貸与されている。
- ・ ドローンは、近接した上空偵察が可能であり、現場の判断で瞬時に動かせる機動性を有していることから、現地指揮本部において非常に有効なツールである。平成29年3月に発生した栃木県那須町での雪崩事故においても活用されたところである。
- ・ 大規模災害では、有効な活動方針を早急に打ち出すため、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においても、こうした映像情報の共有が必要である。しかし、大規模災害発生時には通信の途絶が想定されるため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。
- ・ 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、部隊の生活全般を支援する役割を担う万全な後方支援体制が必要である。
- ・ 埼玉県大隊は全国でも大規模な部隊であり、十分な活動を展開するには、複数の拠点機能形成車が必要である。

## 12 火薬庫の盗難防止対策の強化

【経済産業省】

### ◆提案・要望

火薬庫に設置が義務付けられている盗難防止のための自動警報装置について、社会情勢に対応したより合理的、効果的な技術基準となるよう、早急に構造基準等を見直すこと。

#### [具体的内容]

- ・ 火薬類による災害を防止し公共の安全を確保するために、火薬庫に設置が義務付けられている自動警報装置等について、装置の信頼性（耐久性、耐防護性等）や合理性（修理・補修を考慮した際の経済性、構造基準の目的に対する装置の適切性等）等の観点から、構造基準等を見直すこと。
- ・ また、現行技術を踏まえた盗難防止対策に適合するよう、技術基準を検討すること。

### ◆現状・課題

- ・ 火薬類（火薬、爆薬、火工品）は、その爆発・燃焼という危険性から、火薬類取締法において、製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いが規制されている。
- ・ 火薬類の貯蔵については、火薬庫等に貯蔵することが義務付けられており、さらに火薬類の盗難へのリスクに対し、火薬庫等には自動警報装置を設置することが義務付けられている。
- ・ 自動警報装置については、構造等基準により、警報・警鳴部の外函、警報の方法、回路、電源、その他の事項に至るまで詳細に基準が定められ、故障や停電、盗難等に対する不測の事態を想定した対処が図られている。
- ・ しかし、火薬庫内には照明設備以外の電気設備の設置が認められていないため、様々な設備に広く導入されている防犯センサーや民間警備会社の防犯設備を設置することができない。
- ・ 現行基準に沿った自動警報装置は古く、装置や部品の入手が困難になってきており、装置に故障等が生じた際の速やかな復旧に支障が生じている。また、特殊な構造のため、取り扱っている業者も少なく高コストとなっている。
- ・ このような状況の中、平成27年度経済産業省委託事業として、民間警備会社における警備の多様化など、近年の社会情勢に対応した、より合理的、効果的な技術基準案が検討され、「火薬類の盗難防止対策に関する調査研究事業報告書」（平成28年2月）がまとめられたところである。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国際的に頻発する火薬類を用いた爆弾テロの発生が危惧される中、火薬類の管理を徹底し、より高い安全性を確保するため、早急に火薬庫の構造基準を改正することが不可欠である。

## 13 国における移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）の配備

【農林水産省】

### ◆提案・要望

口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）を国に複数配備すること。

#### [具体的内容]

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置を全国複数個所に配備すること。

### ◆現状・課題

- ・ 家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、畜産農家は殺処分された家畜の埋却用地を自ら準備することが義務付けられている。
- ・ 埋却用地の確保に努める一方で、結果として埋却用地が不足する場合には、代替手段として国が開発した移動式レンダリング装置を用いて、死体を破碎し、加熱により病原体を死滅させた後に焼却する方法が最善と考えられる。
- ・ しかし、本装置の価格は約1億円であり、県独自で配備することは維持・管理を含めると財政的に大きな負担となるため極めて困難である。
- ・ また、埋却用地の不足や移動式レンダリング装置の購入に係る課題は、全国に共通するものである。

# ■地震に備えたまちづくり

【国土交通省】

県担当課：都市計画課

大規模地震などによる被害を最小限に食い止め、県民の生命と財産を守るため、宅地の耐震化を推進する必要がある。

## 1 宅地耐震化の推進

【国土交通省】

### ◆提案・要望

宅地造成地等の耐震化や宅地の液状化に対する財政支援の拡充を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度の創設・拡充などにより、住民負担の軽減を図ること。

#### [具体的内容]

- ・ 住民等や地方公共団体の負担を軽減し、事業の進捗を図るため、財政支援を拡充すること。
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度の創設・拡充などにより、住民負担の軽減を図ること。

### ◆現状・課題

- ・ 平成7年阪神淡路大震災や平成16年新潟県中越地震では、大規模に盛土された造成地が崩落し、多数の住宅流出等の被害が発生した。平成28年熊本地震でも盛土や擁壁の崩落などあった宅地は約15,000件との熊本県の集計がある。
- ・ 国は大地震等における大規模盛土の崩落被害を軽減するため、平成18年度に宅地耐震化推進事業を創設し、都道府県や政令市等に対し、大規模盛土マップの作成及び公表、抽出した大規模盛土の変動予測調査、滑動崩落防止工事の促進を図っている。
- ・ 国は平成32年度までに大規模盛土マップの公表率70%を目標に掲げており、平成29年10月現在55.4%となっている。なお、本県は平成29年10月に公表率100%を達成している。
- ・ しかし、現行制度における滑動崩落防止工事に対する交付金対象は、一定の住宅戸数が存在する大規模盛土の崩落により国県道や鉄道などに被災が生じる場合など非常に限定されているとともに、その国費充当率は原則、1/4であることから残り3/4を土地所有者や地方公共団体で負担することになる。
- ・ このため、滑動崩落防止工事に先立つ大規模盛土の変動予測調査についても、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。
- ・ また、宅地の液状化対策について平成25年度から宅地耐震化推進事業を拡充し交付金対象とされることとなったが、民地の液状化対策工事は直接財政支援されないため土地所有者の費用負担が重く、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。
- ・ 宅地を土砂の流出等による災害から守るための工事を行うよう地方公共団体から勧告、改善命令を受けた住民等に必要な資金融資について、独立行政法人住宅金融支援機構が、宅地防災工事資金融資として扱っているが、勧告、改善命令がないと融資が受けられない。

# ■治水・治山対策の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、河川砂防課、都市計画課

台風や集中豪雨などにより引き起こされる浸水被害や土砂災害から県民の生命や財産を守るため、治水・治山対策や土砂災害防止対策を引き続き進めることは喫緊の課題である。

また、河川やダム、下水道、土砂災害防止施設などの各種施設が災害時に十分な機能を発揮できるように、適切な維持管理や更新が必要である。

## 1 ハツ場ダム建設事業の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

### ◆提案・要望

ハツ場ダムについては、治水上必要不可欠な施設であり、平成31年度までに確実に完成させること。

#### [具体的内容]

- ・ ハツ場ダムは、治水上必要不可欠な施設であり、これ以上の工期延長がないよう平成31年度までに確実に完成させること。

### ◆現状・課題

○事業参画団体： 埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都5県

○治水上の必要性

- ・ 昭和22年のカスリーン台風時の利根川の氾濫により甚大な被害を受けた本県にとって、利根川の治水対策は必要不可欠である。
- ・ ハツ場ダムは吾妻川流域における初めての大規模な洪水調節施設（集水面積711km<sup>2</sup>、治水容量6,500万m<sup>3</sup>）である。これにより、既存ダム群とあわせて利根川上流域での様々な降雨パターンに対応できるようになり、治水効果が高いことから早期の完成が必要である。

## 2 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化

【国土交通省】

### ◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

#### [具体的内容]

- ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められていることから、各市町村の要望に対して必要な所要額を確保すること。

### ◆現状・課題

- 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。

#### ○過去の浸水実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
床上浸水 (棟)	1	271	104	898	403
床下浸水 (棟)	10	1,542	198	4,108	1,734
合 計 (棟)	11	1,813	302	5,006	2,137

- 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、H28 年度末で約 27%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

